

別紙

売却仕様書

- 1 売却物件
別添「売却物品一覧」のとおり
- 2 売却代金の納入
納入通知書を発行した日から20日以内に代金を納入すること。
- 3 引取期限
令和7年1月31日（金）
（売却物品の引渡しは、売却代金の納入が完了した後とする。）
- 4 履行期限
令和7年2月28日（金）
- 5 引渡場所
島根県警察本部 松江市殿町8番地1
島根県警察本部平成庁舎 松江市平成町1751番地15
島根県警察本部機動隊 松江市平成町1751番地26
島根県警察学校 松江市西浜佐陀町582番地2
- 6 売却の条件
 - (1) 売却物品の搬送については全て契約業者の責任のもとで行い、搬送等に係る手続き及び費用については契約業者が負担するものとし、引取り日時及び具体的な搬送方法については、島根県警察職員と協議すること。
なお、事故等が発生した場合において島根県は一切の責任を負わない。
 - (2) 契約業者は、物品引渡時に受領書を提出すること。
 - (3) 契約業者は、引渡を受けた物品を転売してはならない。
 - (4) 処分に当たっては、島根県警察職員が立ち会うので敷地内への立ち入りを許可すること。
 - (5) 契約業者は、処分完了時に完了報告書を提出すること。
- 7 留意事項
 - (1) 契約業者は、廃棄物品が運搬車両にわずかでも残存することがないように配慮すること
 - (2) 契約業者は、廃棄物品の収集運搬を行うに当たっては、法令等を遵守するとともに、業務従事者の安全確保に努めること。
 - (3) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、島根県警察職員と協議し、その指示によること。